

調達説明書・仕様書

公 告 日
令和元年5月10日

本件調達に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ見積合わせに参加してください。
※本案件は、紙による見積合わせです。

1. 事項及び内容

案件名：災害備蓄食品（ごもく豆）の購入
内容(仕様)：別添仕様書に記載のとおり

2. 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限
令和元年6月10日（月）まで
- (2) 納入場所
四日市市大字日永5450-132 三重県立総合医療センター
西館1階 災害備蓄倉庫

3. 見積合わせ参加資格及び落札者に必要な資格

- (1) 見積合わせ参加資格
ア 当該競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 落札資格
ア 三重県から入札参加資格（指名）停止措置を受けている期間中でない者であること。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4. 落札候補者に求められる義務

落札候補者にあつては、見積合わせ実施後に次の書類を13⑤に示す締切日時までに提出していただきます（案件の金額等により提出を免除することがあります。）。

提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

5. 見積方法及び落札者の決定方法について

- (1) P4「見積合わせに際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3の(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

6. 契約方法に関する事項

- (1) 契約保証金は、契約書記載単価に受診予定者数を乗じた金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程第47条第2項の規定により契約保証金を免除することがあります。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(2) 契約は、「契約に関する事務担当」に記載する所属で行います。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の108（令和元年年10月1日以降は100分の110とする）に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

※契約書は、契約金額が100万円未満の場合は作成を行わないことがあります。

7. 監督及び検査

契約書を締結する場合は、契約条項の定めるところによります。

8. 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

検査の後、適正な請求書を受領した月の翌月末に口座振込により支払います。

9. 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、本院の締結する契約についての落札資格停止等の措置を講じます。

12. その他

(1) 本見積の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分承知しておいてください。見積後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(2) 見積の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。

(3) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(4) この契約の業務の実施にあたり、又はこの契約の事務に関して知ることができた個人情報の取扱いについては、別途定める「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければなりません。

なお、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則規定があります。

(5) その他必要な事項は、「地方独立行政法人三重県立総合医療センター会計規程」（以下「会計規程」という。）に規定するところによります。

(6) 見積参加者が1者になった場合は見積を中止又は延期する場合があります。

13. 期間等の設定（時間は24時間表示で記載しています）

① 質疑応答の提出締切日時

令和元年5月16日（木）10時まで
結果回答日
令和元年5月20日（月）までに行います

② 同等品申請の締切日時

令和元年5月16日（木）10時まで
結果回答日
令和元年5月20日（月）までに行います

※上記締切日時までに、持参により下記「事務担当」あてに提出してください。（FAX不可）
回答は三重県立総合医療センターウェブサイトで公開します（13①および②）

③ 見積書提出の締切日時

第1回見積書提出日時 令和元年5月24日（金）15時まで
（再度見積を行う場合）
第2回見積書提出日時 令和元年5月27日（月）15時まで
※見積書の提出は、「見積に関する事務担当」に書面で提出してください。

見積書内訳書の提出要否 否

④ 開封の日時

第1回見積書開封日 令和元年5月24日（金）15時15分
（再度見積を行う場合）
第2回見積書提出日時 令和元年5月27日（月）15時15分
※見積書を提出された事業者で開封への立ち会いを希望される場合は、事前に見積に関する事務担当へ連絡をしてください。

⑤ 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和元年5月27日（月）17時まで
提出場所：下記見積に関する事務担当に提出してください。
ただし、再度見積を行った場合は別途提出期限を定めます。
また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

■ 見積に関する事務担当

地方独立行政法人三重県立総合医療センター 事務局総務課 担当 服部
電 話 059-345-2321（内線2603） FAX 059-347-3500

■ 契約に関する事務担当

地方独立行政法人三重県立総合医療センター 事務局総務課 担当 服部
電 話 059-345-2321（内線2603） FAX 059-347-3500

見積合わせに際しての注意事項

- 1 本案件の（１）及び（２）は参加資格、（３）から（６）は落札資格となります。
 - （１）見積合わせに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - （２）見積参加地域の要件を設定した場合は、それに該当している者であること。
 - （３）三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
 - （４）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - （５）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - （６）該当の案件を履行するにあたり、許認可等必要な資格がある場合は、それを有している者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、発注所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。（案件の金額等により提出を免除することがあります。）
 - （１）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したものです。）の写し
 - （２）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。）の写し
 - （３）１の（６）を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）
- 3 本見積案件は、紙による見積合わせです。
- 4 見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額から消費税及び地方消費税額を控除した額）としてください。（契約金額は、１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 5 契約担当者は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 6 見積額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 7 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度見積合わせを行います。ただし、見積合わせ回数は、原則として２回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は見積合わせを打ち切ります。
- 8 下記無効要件に該当する場合、その者の見積書は無効とします。

また、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の見積書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、本院の締結する契約についての落札資格停止等の措置の対象となります。

（無効要件）

次に該当する見積については、その者の見積を無効とします。また、再度見積には参加できないものとします。

 - （１）見積に参加する資格のない者が見積したとき。
 - （２）見積者又はその代理人が同一事項の見積に対し二以上の見積をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店が同一案件に見積を行った場合）
 - （３）見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。
 - （４）見積に際して談合等の不正があったとき。
 - （５）入札保証金を納付する場合に、その額が会計規程第４６条第１項に規定する額に満たないとき。
 - （６）見積者が定刻までに見積書を提出しないとき。
 - （７）見積者が提出した見積書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - （８）その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - （９）再度見積において、見積価格が前回の見積における最低額と同額以上の見積をしたとき。
- 9 契約保証金は、契約金額の１００分の１０以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定をうけた者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の１００分の３０以上とします。

また、会計規程第47条第2項の規定により契約保証金を免除することがあります。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

- 10 受注者が、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 11 受注者は、契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- 12 契約締結権者は、受注者が11のイ又はウの義務を怠ったときは、本院の締結する契約についての落札資格停止等の措置を講じます。
- 13 契約書の作成、提出については、会計規程第49条によります。
- 14 見積者が1者となった場合に見積を中止又は延期する場合があります。
- 15 公告に記載がない事項については、会計規程に定めるところによります。

仕 様 書

1. 案件名：災害備蓄食品（ごもく豆）の購入

2. 基準品の詳細

災害備蓄食品 ごもく豆

メーカー	ベターホーム協会
品名	ベターホームのかあさんの味缶詰「ごもく豆」
数量	672個

※製造年月日から6ヶ月以内のものを納品下さい

3. 物品納入に関する全般的な注意事項

納入にあたっては、当院が指定する場所へ搬入及び運搬して下さい。